

## 余裕期間設定工事に関するQ&A

令和6年2月

	Q	A
1	余裕期間とは、どのような期間か？	余裕期間とは、契約締結日から工事着手日の前日までの期間を指し、工事の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備などを行うことができる期間です。 なお、新潟市が発注する工事の余裕期間は、90日を超えない範囲内で設定します。
2	余裕期間と準備期間の関係は？	余裕期間は、柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資材や建設労働者などが確保できるようにすることで、受注者の観点から平準化を図ることを目的に設定するものであり、実工期とは関係ありません。 一方、準備期間は実工期の一部であり、工程区分等を踏まえて設定します。
3	主任（監理）技術者の配置は必要か？	余裕期間中については、工事現場への配置は要しないものとします。特例監理技術者や特例監理技術者補佐も同様です。
4	現場代理人の配置は必要か？	余裕期間中については、工事現場に配置は要しないものとします。
5	配置予定技術者が他の工事に従事している場合、他工事の工期が当該工事の余裕期間と重複していても問題無いか？	配置予定技術者が他工事に従事している場合、他工事の工期末が余裕期間に重複していても問題はありません。但し、当該工事の工事着手日までに、他工事の「工事履行届」が提出されていることが必須です。 ※但し、当該工事及び他工事間で兼任の承認を受けている場合は、この限りではありません。
6	現場代理人と主任技術者又は監理技術者等（以下、技術者等）は、いつ配置しなければならないか？	余裕期間内は、工事着手前なので、現場代理人や技術者等の配置を要しません。工事着手日から配置してください。
7	余裕期間内にできること、できないことは何か？	余裕期間中における作業の可否については、実施要領の別表1をご確認ください。
8	制度の適用により、増加した経費はどうか？	余裕期間制度を適用することにより増加する費用は、積算上の割り増しは行わず、受注者の負担になります。 なお、インフレスライド条項等の発動や冬期補正等による経費の変動については、従来の工事と同様の取扱いとなります（契約変更等により対応します。）。
9	冬期工事における歩掛の補正はどうか？	冬季補正は従来の工事と同様の取扱いとしますが、「工期始」を「工事着手日」と読み替えます。
10	余裕期間設定工事は入札公告や指名通知でどのように表示されるのか？	余裕期間設定工事は入札公告や指名通知の工事概要欄に【余裕期間設定工事（発注者指定方式/受注者選択方式）】と記載します。 また、対象工事には特記仕様書を添付します。
11	総合評価落札方式における配置予定技術者の扱いは？	通常の工事と同様、技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、4人まで候補者を記載することができますが、審査は候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価します。 なお、施工中の配置技術者の変更にあたっては、変更後の技術者は技術資料提出時に記載した配置予定技術者の能力と同等以上の能力が必要となります。
12	余裕期間を必要としない場合は？	発注者指定方式では、原則として発注者が特記仕様書で定めた工事着手日まで工事着手はできません。 受注者選択方式では、発注者が示した工事着手期限末日までの間で、受注者が任意に工事着手日を設定できますので、余裕期間をとらないことも可能です。 余裕期間の設定を希望しない場合、「工事着手通知書」（別記様式）の工事着手日を「契約日とする」にチェックを入れてください。
13	契約保証の保証期間は？	契約保証の保証期間については、余裕期間と実工期を合わせた全体工期となります。
14	受注者選択方式における工事着手日通知書はいつ、どこに提出すればよいか？	受注者選択方式における工事着手日通知書は、一般競争入札は入札参加資格審査時に、指名競争入札は落札決定後速やかに、契約担当課へ提出してください。

## 余裕期間設定工事に関するQ&A

令和6年2月

	Q	A
15	工事着手日の変更は認められるか？	契約締結以降において、受注者の都合による工事着手日の変更は、原則認めません。
16	コリンズ登録はどのようにすればよいか？	コリンズの受注時登録については、通常の工事と同様、契約締結後10日以内に登録申請するものとし、契約工期は全体工期、技術者等の従事期間は実工期で登録するものとします。 また、竣工時登録時の工事概要欄には余裕期間設定工事であることを記載してください。
17	コリンズ登録時に現場代理人が決定していない場合はどのようにすればよいか？	コリンズの受注時登録において、現場代理人を含む技術者登録は必須項目になるため、配置予定の現場代理人で受注登録を行い、決定してから変更登録を行ってください。
18	工事工程表や施工計画書の提出時期は？	工事工程表については工事着手日から5日以内に、施工計画書については工事着手日以降に提出してください。
19	工事の工程表に余裕期間を記載する必要があるか？	工事の工程表及び施工計画書等における工程表は工事着手日以降の期間で作成してください。
20	配置予定技術者を設置できなくなった場合は？	配置予定技術者調書に記載された配置予定技術者を当該工事に配置することが原則です。但し、病休、妊娠、産前・産後休業、育児休業、介護休業、死亡及び退職等の場合であって、発注者が承認したときにおいては、この限りではありません。 この場合においては、公告等の配置予定技術者に係る要件を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の資格、実績等を有する他の技術者を当該工事に配置しなければなりません なお、工事着手日以後、配置予定技術者が当該工事に配置できない場合は、契約の解除や新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領に基づき、指名停止を行うことがあります。
21	「実工期」は変更できないとなっていますが、通常、様々な理由により工期を延長することがあります。余裕期間設定工事であっても、工事着手日後に工事の終期日を変更することは可能か？	実工期が変更できないのは当初契約時です。一般的な工事と同様、工期の変更協議による工事の終期日の変更は可能です。
22	余裕期間内は、下見等のための現場への立ち入りはできるか？	工事の準備行為に当たらない下見については、発注者と相談の上、行ってください。
23	余裕期間内に、前払い金の請求はできるか？	前払金は工事着手日以降に請求可能となります。
24	余裕期間中の受注者の連絡相手先はどのようになるか？	代表連絡先又は工事内容がわかる部署を、受注者の連絡窓口としてください。
25	中間前払金の要件である工期の捉え方は？	中間前払金取扱要領第3条(1)では、要件として「工期の2分の1を経過していること」と定めています。余裕期間設定工事の場合は、この工期を「実工期」と読み替えてください。